

市町村の相談・支援窓口（香取地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
香取市	不登校	学校教育課指導班	電話:0478-50-1239 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県香取市佐原口2127 (メール)gakko2@city.katori.lg.jp	義務教育年齢の不登校児とその保護者	◎	◎	×	直営	担当指導主事が児童生徒の不登校の悩みについて相談・助言等を実施。
	発達障害	児童発達支援センター コスモスの花	電話:0478-70-7373 住所:香取市仁良1194-7 (メール)kosumosu-hana@hyper.ocn.ne.jp		◎	◎	◎	委託	社会福祉士や相談専門員が相談を受け、障害者の自立に向けた努力を支援する。
		社会福祉課障がい者支援班	電話:0478-50-1252 住所:香取市佐原口2127 (メール)shinsho@city.katori.lg.jp 月～金 8:30～17:15		◎	◎	△	直営	発達障害者支援法に基づく相談、関係機関への紹介
	障害相談	香取障害者支援センター	電話:0478-79-6919 住所:香取市高萩1100-2 (メール)katori-s@rosario.jp		◎	◎	◎	委託	社会福祉士や相談専門員が相談を受け、障害者の自立に向けた努力を支援する。
		社会福祉課障がい者支援班	電話:0478-50-1252 住所:香取市佐原口2127 (メール)shinsho@city.katori.lg.jp 月～金 8:30～17:15		◎	◎	△	直営	障害者総合支援法に基づく相談 手帳交付や助成・手当の支給
	生活困窮	生活保護相談窓口 (社会福祉課生活支援班)	電話:0478-50-1209 住所:香取市佐原口2127 香取市役所 (メール)seikatsu@city.katori.lg.jp 月～金 8:30～17:15	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立に向け必要な支援を実施。
		香取自立支援相談センター	電話:0478-79-0516 住所:香取市北3-6-5 アイビービル1階 (メール)katosapo@iaa.itkeeper.ne.jp 月～金 8:30～17:15	生活困窮者	◎	◎	◎	委託	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある方に対し、生活や仕事などの総合的な相談支援を行うとともに、自立に向け必要な就労支援等を包括的に実施。
	児童虐待	子育て世代包括支援センター (子育て支援課)	電話:0478-79-0299 0478-50-1121 月～金 8:30～17:15 住所:香取市佐原口2127 (メール)kosodate-houkatsu@city.katori.lg.jp	妊婦から18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	センターでは妊娠から子育て期にわたり、切れ目のない総合的な母子保健及び児童福祉に関する相談を受け付けている。 子育ての不安や児童虐待等の相談等には、家庭相談員や社会福祉士、保健師等が対応している。
	DV	市民協働課 人権・市民相談班	電話:0478-54-1138 月～金(閉庁日を除く) 8:30～16:30 住所:香取市佐原口2127 (メール)jinken@city.katori.lg.jp		◎	◎	×	直営	市職員がDV相談を実施。内容により、児童相談所、女性サポートセンターなどの関係機関へつなぐ。 市内居住者が緊急避難支援が必要と判断された場合は、交通費(5千円限度)・宿泊費(8千円限度)の支給を行う。

市町村の相談・支援窓口（香取地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
神崎町	不登校	教育相談	電話:0478-72-1601 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内	小中学生	◎	◎	×	直営	学習、進路、不登校、いじめ等の相談に 随時対応します。
	生活困窮	保健福祉課	電話:0478-72-1603 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内		◎	◎	△	直営	窓口にて相談等に応じて関係団体等へ の紹介を行う。
	障害相談	保健福祉課	電話:0478-72-1603 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内		◎	◎	△	直営	障害者支援法に基づく相談対応。
	DV	保健福祉課	電話:0478-72-1603 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内		◎	◎	△	直営	DV等の相談に応じ、内容により関係機 関と連携し対応する。
多古町	不登校	紫陽花教室 (学校教育課学校教育 係)	電話:0479-76-7811 火～木 13:30～15:00 住所:千葉県香取郡多古町多古2855 (メール)sha-kyou@town.tako.chiba.jp	小・中学生とそ の保護者	○	○	○	直営	不登校児童・生徒、またその保護者の悩 みについて、家庭教育指導員が相談に 応じる。
	障害相談	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	△	直営	障害者等、障害児の保護者または障害 者等の介護を行う者などからの相談に 応じる。
	心の健康	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	△	直営	精神障害者等、または障害者等の介護 を行う者などからの相談に応じる。 (月1回、精神保健福祉士による面接相 談日あり)
	生活困窮	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	○	直営	生活に困窮する方に対し、必要な支援 や相談等に応じる。
	DV	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	△	直営	DV等の相談に応じる。必要によって関 係機関と連携して対応していく。
	児童虐待	児童相談 (子育て支援課子ども 係)	電話:0479-76-5412 月～金 8:30～17:15 住所:多古町多古584 (メール)kodomo@town.tako.chiba.jp		◎	◎	◎	直営	子育て相談や児童虐待の相談等を実施

市町村の相談・支援窓口（香取地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
東庄町	不登校	教育課学校教育係	電話:0478-86-2311 奇数月 第2水曜日 13:30~16:00	小・中学校の児童生徒とその保護者	△	◎	×	直営	家庭教育指導員や指導主事が学校・家庭での教育問題について相談等を実施
	障害相談	障害に関する出張相談 (健康福祉課福祉係)	電話:0478-80-3300 毎月第3木曜日 13:30~16:00 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 (出張相談以外は、健康福祉課福祉係で対応 月~金 8:30~17:15)	障害福祉サービスを利用したい人	△	○	×	委託	障害福祉サービスや心配ごとなど総合的な相談の対応。
	心の健康	定例健康相談 (健康福祉課保健衛生係)	電話:0478-80-3300 第1・3月曜日 13:00~16:00 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4	心の健康問題について相談したい方	○	○	△	直営	保健師による心の健康相談を実施。必要により家庭訪問を実施。
	生活困窮	生活困窮相談 (健康福祉課福祉係)	電話:0478-80-3300 月~金 8:30~17:15 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4	生活困窮者	◎	◎	△	直営	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。
		中核地域生活支援センター（香取CCC） (健康福祉課福祉係)	電話:0478-50-1919 24時間365日対応 住所:千葉県香取市北3丁目2番地13	生活困窮者	◎	◎	△	委託	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、包括的かつ継続的な支援を行い、自立の促進を図る。
児童虐待	児童虐待相談 (健康福祉課子育て支援係)	電話:0478-80-3300 月~金 8:30~17:15 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	児童虐待の相談等を実施。	